

山口市家庭用浄水器設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が健康で快適な生活を営むために、安心して飲用することができる水の確保を目的とし、家庭用浄水器の設置につき、山口市（以下「市」という。）が交付する補助金について必要な事項を定める。

(補助対象地域及び施設)

第2条 補助対象となる地域は、上水道及び簡易水道の計画給水区域外とする。
ただし、これらの計画給水区域内における水道未整備区域にあっては、計画の実施までに相当の期間を要する区域であって、緊急に飲用水を確保する必要があると市長が認める場合にあっては補助対象地域とすることができる。

2 補助対象となる施設は、補助対象地域において、主たる自己の居住の用に供する住宅であって、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

(1) 別荘などの一時的な居住の用に供する住宅

(2) 事務所、店舗その他これらに類する事業用建物（住居併用にあっては居住部分は除く。）

(3) 賃貸住宅

(補助対象者)

第3条 補助対象となる者は、飲用として井戸等の給水施設を設置し、自らその水質検査を行った結果、水道法に基づく水質基準に関する省令（以下「省令」という。）に掲げられた項目の内、市が指定する別表の水質検査項目において、その基準値を超える値が検出された井戸等の給水施設を所有する者（以下「補助対象者」という。）にあって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 過去において、この要綱によるもののほか同様の補助を受けた者

(2) 市税を滞納している者

2 前項の規定にかかわらず、災害により既設の浄水器が汚染、破損した場合において、市長が必要と認める場合にあっては、補助対象者とすることができる。

(補助対象浄水器)

第4条 補助対象となる浄水器は、省令に掲げられた項目の内、市が指定する別表の水質検査中、次の各号の基準値を満たす浄水能力をもつ浄水器（以下「補助対象浄水器」という。）とする。

(1) ヒ素

(2) フッ素

(3) その他市長が認めるもの

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助対象浄水器の設置に要する費用の2分の1に相当する額とし、10万円を上限に支給する。ただし、特別な事情により市長が必要と認める場

合は、これを変更することができる。

- 2 補助対象浄水器の設置に要する費用とは、浄水器の本体及び取付にかかる費用とする。
- 3 補助金の交付は、1世帯につき補助対象浄水器1台分に限り交付するものとする。この場合において、一の住居において2世帯以上の世帯が居住する場合は、1世帯とみなす。
- 4 第1項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助対象浄水器の設置に着手する前に山口市家庭用浄水器設置補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 補助対象浄水器設置前の水質検査結果
- (3) 補助対象浄水器のカタログ等で除去能力が分かるもの
- (4) 市税滞納の無いことの証明
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は山口市家庭用浄水器設置補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(設置の着手)

第8条 補助対象者は、前条第2項の通知を受けて補助対象浄水器の設置に着手するものとする。ただし、やむを得ない理由により、市長の承認を得た場合はこの限りでない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象浄水器設置後1箇月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに山口市家庭用浄水器設置実績報告書（別記様式第3号）に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象浄水器設置後の写真
- (2) 補助対象浄水器設置後の水質検査結果
- (3) 領収書の写し
- (4) 契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合、補助金の交

付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める時は、補助金の交付額を確定し、山口市家庭用浄水器設置補助金交付額確定通知書（別記様式第4号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、山口市家庭用浄水器設置補助金交付請求書（別記様式第5号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）不正の手段により補助金を受けたとき
- （2）補助金を他の用途に使用したとき
- （3）この要綱に違反したとき

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（所有者又は使用者の責務）

第14条 補助対象者は、機能を常に良好な状態で保持するため、保守点検及び清掃を定期的に行う等、適切な維持管理をしなければならない。

2 補助対象浄水器設置後の維持管理を行う一切の費用等は、所有者又は使用者で負担するものとする。

（調査又は報告）

第15条 市長は、補助金を交付した者に対し、補助対象浄水器の機能及び管理状況について必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による市長の調査又は報告の求めに協力しなければならない。

（現場確認）

第16条 市長は、補助事業を適正に執行するため、補助対象浄水器の設置状況を現場において確認することができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長の指示によるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年1月20日から施行する。

この要綱は、平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日から施行する。

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

[水質検査項目]

1	一般細菌
2	大腸菌
3	亜硝酸態窒素
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
5	塩化物イオン
6	有機物（全有機炭素（TOC）の量）
7	PH 値
8	味
9	臭気
1 0	色度
1 1	濁度
1 2	ヒ素及びその化合物
1 3	フッ素及びその化合物
1 4	鉄及びその化合物
1 5	マンガン及びその化合物
1 6	カルシウム、マグネシウム等（硬度）

※水質基準に関する省令（平成 1 5 年厚生労働省令第 1 0 1 号）に係る水質検査項目のうちの 1 6 項目

年 月 日

山 口 市 長 様

住 所

氏^{ふりがな}名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

(電話 — —)

山 口 市 家 庭 用 浄 水 器 設 置 補 助 金 交 付 申 請 書

年度において、家庭用浄水器を設置したいので、山口市家庭用浄水器設置補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

交 付 申 請 額 円

添付書類

- (1) 見積書の写し
- (2) 補助対象浄水器設置前の水質検査結果
- (3) 補助対象浄水器のカタログ等で除去能力が分かるもの
- (4) 市税滞納の無いことの証明
- (5) その他市長が必要と認める書類

山口市家庭用浄水器設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました山口市家庭用浄水器設置の補助金については、下記により交付します。

年 月 日

山口市長

印

記

I 交付金額 円

II 交付条件等

1 承認事項

- (1) 補助の対象となる浄水器は、水道法に基づく水質基準に関する省令（以下「省令」という。）の基準値を満たす浄水器でなければならない。
- (2) 補助対象者は、補助対象浄水器の設置後自ら水質検査を行い、検査結果を実績報告書と併せて市長に提出しなければならない。
- (3) 補助対象者は、補助対象浄水器の機種を変更しようとするときはあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 実績報告書の提出

補助対象者は、補助対象浄水器設置完了後一か月以内または3月末日のいずれか早い日までに山口市家庭用浄水器設置実績報告書（別記様式第3号）に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象浄水器設置後の写真
- (2) 補助対象浄水器設置後の水質検査結果
- (3) 領収書の写し
- (4) 契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の確定

市長は、2の規定により提出された実績報告書の審査を行い、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、山口市家庭用浄水器設置補助金交付額確定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

4 補助金の交付等

補助金は、3の規定による補助金の額の確定後、補助対象者からの山口市家庭用浄水器設置補助金交付請求書（別記様式第5号）を受け、速やかにその全額を交付する。

年 月 日

山 口 市 長 様

住 所

ふりがな
氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

(電話 — —)

山口市家庭用浄水器設置実績報告書

年 月 日付け指令環衛第 号で交付決定の通知を受けた
補助対象浄水器の設置が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 設置完了日 年 月 日
- 3 設置した補助対象浄水器の名称
型 式
メーカー名
購入業者名

添付書類

- (1) 補助対象浄水器設置後の写真
- (2) 補助対象浄水器設置後の水質検査結果
- (3) 領収書の写し
- (4) 契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号

指令環衛第 号
年 月 日

様

山口市長

印

山口市家庭用浄水器設置補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった山口市家庭用浄水器設置事業について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

円

山口市家庭用浄水器設置補助金交付請求書

請求金額

円

ただし、年 月 日付指令環衛第 号で額の確定のありました山口市家庭用浄水器設置補助金を、上記のとおり請求します。

年 月 日

山 口 市 長 様

〒

住 所

ふりがな
氏 名

(※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話

[補助金の振込先]

金融機関	銀行・金庫 農協 () ()								
預金種別	普・当・()	口座番号							
(ふりがな) 名義人									